平成２６年（フ）第１９号
群馬県太田市新田大根町1022番地　ラリュールＡ―202号、前住所群馬県館林市北成島町1806番地の５
債務者　鈴木　毅郎
１　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２１号
群馬県太田市台之郷町1429番地９　高原市営住宅１―23号、前住所群馬県太田市飯田町638番地
債務者　鈴木真理子
１　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２０号
群馬県高崎市下豊岡町164番地２　ウエストガーデンⅡ205号
債務者　三浦　昌仁
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１号
三重県松阪市大黒田町785番地８、住民票上の住所三重県松阪市阪内町1464番地２
債務者　村田　佳弘
１　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１３号
京都市右京区北嵯峨北ノ段町34番地の12
債務者　吉川　　恵
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
京都市上京区上立売通大宮東入幸在町701番地
債務者　レタリングスペースＭＩＵこと三田由実こと　三田　由美
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９０号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字西法寺１番地14　４―104
債務者　西島　幾男
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
京都市伏見区桃山南大島町１番地の４　桃山南団地46棟302号
債務者　キタオリデザインこと　北織　義隆
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
京都府宇治市木幡西中44番地の２　メゾン・ドウ木幡４Ｄ号
債務者　清水　秀明
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
京都市右京区嵯峨野南浦町11番地１　リヴァージュシャトレ202号
債務者　チームコウタニこと　甲谷　健一
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
京都市南区西九条唐橋町70番地　バーレン45―701号、前住所京都市伏見区羽束師鴨川町270番地の82
債務者　中村　太一
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
京都市西京区牛ケ瀬堂田町６番地　ヴィラフォンテーヌ桂川302号
債務者　上中　雄介
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
京都市西京区嵐山中尾下町25番地１　渡月荘２Ｆ１
債務者　金沢　秀行
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地25棟104号
債務者　山本こと　安　美代子
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
京都市左京区一乗寺東浦町７番地の３　中南荘
債務者　田村　　進
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７８号
堺市中区深阪2521番地１　辻ハイツⅡ201号
債務者　中川　睦美
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
堺市北区北長尾町２丁１番９号
債務者　肥後　英明
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係